

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査をし，同条第9項の規定により，次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

令和2年2月6日

茨城県監査委員	山岡恒夫
同	舘静馬
同	深谷一広
同	羽生健志

## 財政的援助団体等監査の結果に関する報告

### 1 実施方針

各団体が出資等の目的に沿って事業運営を行っているか、関係法令等に準拠した適切な会計処理がなされているかなどについて監査を実施する。

#### (1) 県出資団体

団体は出資の目的に沿った事業運営が行われているか、事業は計画的、効率的に行われ財務の健全性が保たれているか、会計処理及び財産管理は規定等に従って適正に行われているかなどについて監査を実施する。

#### (2) 補助金等交付団体

補助事業等はその目的に沿って適正に行われているか、補助金等の使途は適正かなどについて監査を実施する。

また、補助事業全体をとおして事業の効率性、有効性等を検証する。

#### (3) 公の施設の指定管理者

施設の管理は基本協定に従って適正に実施されているか、施設の維持管理は適正に行われているかなどについて監査を実施する。

### 2 監査の対象団体 1団体

団体名	出資金, 補助金, 貸付金等の内容
公益財団法人茨城県中小企業振興公社	○出資金
	・ 県出資金 <span style="float: right;">35,000,000 円</span> (所管課：産業戦略部産業政策課)
	○県補助金等
	・ 新事業創出拠点設置運営事業 <span style="float: right;">65,728,578 円</span>
	・ 設備資金貸付事業費補助金 <span style="float: right;">14,601,705 円</span>
	・ 設備資金貸付金事業 <span style="float: right;">772,543,000 円</span>
	・ いばらきチャレンジ基金事業 <span style="float: right;">6,020,000,000 円</span> (所管課：産業戦略部産業政策課)
	・ 茨城県関東・東北豪雨被災中小企業支援基金事業 <span style="float: right;">30,000,000,000 円</span> (所管課：産業戦略部中小企業課)
	・ 中小企業経営資源強化対策費補助金 <span style="float: right;">76,395,963 円</span>
	・ スタートアップ支援事業 <span style="float: right;">12,133,804 円</span>
	・ 中小企業経営資源強化対策費補助金 <span style="float: right;">25,047,376 円</span>
	・ 知的所有権センター事業 <span style="float: right;">17,341,858 円</span>
	・ 中小企業情報発信事業 <span style="float: right;">49,803,840 円</span> (所管課：産業戦略部技術革新課)

	<p>○国補助金等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ J A P A Nブランド育成支援事業</li> <li>・ よろず支援拠点事業 (所 管：中小企業庁)</li> <li>・ いばらき産業大県創造基金事業 (所 管：独立行政法人中小基盤整備機構)</li> <li>・ 知財総合支援窓口事業 (所 管：独立行政法人工業所有権情報・研修館)</li> <li>・ 下請取引かけこみ寺事業 (所 管：公益財団法人全国中小企業振興機関協会)</li> </ul>
--	---

### 3 監査実施日

令和2年1月24日

### 4 監査対象年度

平成30年度（J A P A Nブランド育成支援事業は平成27,28年度）

### 5 監査結果の取扱区分

事務事業の執行に著しく適正を欠き、是正又は改善を求める必要があると認められる事項については、指摘事項とし、指摘には該当しないが、的確な事務の執行等を促す必要があると認められる事項については、注意事項とする。

### 6 監査結果等

監査結果及び監査結果に基づく意見は次のとおり。

#### (1) 対象団体

公益財団法人茨城県中小企業振興公社

#### 【監査の結果：指摘】

国直轄の補助事業である平成28年度J A P A Nブランド育成支援事業において、交付要綱及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に抵触するおそれがある以下の不適切な事務処理を行ったことは適切でない。

- ア 補助対象者であるデザイン発注業者のうち5者が本来2者以上の者から見積書を徴してデザイン作成者を決定すべきところ、1者の見積書で業者を決定していたため、茨城県中小企業振興公社（以下「公社」という。）は後から他社の高額な見積書を徴取させていた。
- イ 補助対象者のうち5者から提出された実績報告書には成果品であるデザインが添付されていなかったが、公社は補助対象者への確認を行うことをせず、関連事業で使われているデザインを流用し、実績報告書の体裁を整え国に提出していた。
- ウ 同補助事業について、他デザインと酷似した成果品や成果品未納の情報を把握した時点で組織として適切に対応する必要があったが、理事長に報告せず、かつ所管官庁及び県の

所管課にも一切報告をしていなかった。

**【意見】**

公社においては、補助金に係る不適切な事務処理を行っていたことは、法人としての信用を著しく失墜する行為であり極めて遺憾である。今後は、関係法令等に基づくコンプライアンスや内部統制の強化に努められたい。

(2) 所管課

産業戦略部産業政策課

**【意見】**

産業政策課においては、公社で不適切な事案が発生し、その信用を失墜させたことは、当課の指導監督が不十分であることが認められ、極めて遺憾である。今後は、公社の管理体制を含めて指導監督を徹底されたい。